



防火対象物に係る表示制度について



概要

表示制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な建築構造等の基準に適合する場合に「表示マーク」を交付する制度です。

目的

表示制度は、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的としております。

実施スケジュール

平成26年4月1日～

旅館・ホテル等の関係者からの交付申請、消防機関での受付・審査を開始

平成26年8月1日以降※1

建物への表示マークの掲出、ホームページでの表示マークの使用を開始

対象となる建物

表示マークの対象となる建物は、3階建て以上で、収容人員が30名以上のホテル、旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)です。※1

表示マークの申請

表示マークの交付(更新)を希望するホテル・旅館等の関係者は、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合していることを示す以下の書類を「表示マーク交付(更新)申請書」に添付し、消防機関に申請してください。

- ① 防火対象物(防災管理)定期点検結果報告書
- ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- ③ 製造所等定期点検記録表 ※2
- ④ 特殊建築物等定期調査報告書
- ⑤ その他消防機関が必要と認める書類

表示基準の審査

消防機関は、申請書と添付書類に基づき審査し、建物が表示基準に適合しているかを審査します。

なお、審査は書面審査を基本としておりますが、必要に応じて現地確認を実施します。
(表示基準)

- ・消防法令の基準(防火管理の状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等)
- ・建築基準法令の基準(構造・防火区画・階段・避難施設等)に適合していること

表示マークの交付

申請書類に基づき消防機関が審査した結果、消防法令のほか防火安全上重要な建築構造等の基準に適合する場合には、建物の関係者に「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)を交付します。

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

なお、表示マークの交付を受けた建物の関係者は、建物に掲出するほか、ホームページ等に表示マークを掲出することができます。

表示制度の対象外の建物

表示制度の対象外となる建物も、表示制度の対象である建物と同様に消防機関に申請し、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していることが認められた場合に、「表示制度対象外施設」である旨の通知を受けることができます。※1

※1 掲出開始日や対象については、消防機関により異なる場合があるため、お近くの消防機関にお問い合わせください。

※2 危険物施設等が設置されていない場合は必要ありません。その他、詳しい申請手続きについてはお近くの消防機関にお問い合わせください。